

平成27年度

# 事業計画

公益社団法人 日本産婦人科医会

－ 平成27年3月 －



公益社団法人 日本産婦人科医会

平成 27 年度事業計画

I. 総務部	
A. 庶務部会	1
B. 広報部会	5
C. 渉外部会（情報システム含）	7
D. 法制・倫理部会	9
E. 経理部会	10
II. 学術部	
A. 先天異常部会	11
B. 研修部会	13
III. 医療部	
A. 医療安全部会	16
B. 勤務医部会	19
C. 医療対策部会	21
D. 医療保険部会	24
IV. 事業支援部	
A. 女性保健部会	26
B. がん部会	30
C. 母子保健部会	32
V. 献金担当連絡室	34



# 平成27年度事業計画

[○印は新規事業または改変事業]

## I. 総務部

### A. 庶務部会

#### 1. 総会・理事会等各種会議の開催

##### (1) 総会

総会を定款の定めに沿い6月と3月に開催する。

##### (2) 理事会

理事会を4回開催する。

##### (3) 常務理事会

常務理事会を12回開催する。

##### (4) 幹事会

幹事会を12回開催する。

##### (5) 地域代表全国会議

当会議は本会事業の説明と推進協力依頼のため開催する。各都道府県産婦人科医会総務担当者等の出席も求める。

##### (6) 運営打合会

本会を取り巻く諸問題等に対する「医会の基本的姿勢」を検討する会で、会長および副会長と担当常務理事等で開催する。6回の開催を予定しているが、必要に応じて増減する。

#### 2. 日本産婦人科医会学術集会の実施支援

第42回日本産婦人科医会学術集会に対する支援を行う。

開催方法は、6ブロック（①近畿、②北海道・東北、③中国・四国、④東海・北陸、⑤九州、⑥関東）の持ち回りとし、ブロック主催での開催とする。

平成27年度は東海・北陸ブロックの担当で下記場所等で開催する。

開催日程：平成27年10月16日（金）～18日（日）

開催場所：新潟県新潟市

担当 県：新潟県

今後の予定

平成28年度は九州ブロック担当で第43回日本産婦人科医会学術集会を開催。

開催日程：平成28年11月12日（土）～13日（日）

開催場所：沖縄県名護市

担当 県：沖縄県

#### 3. 組織強化等の推進

今後も精力的な医会活動が行えるよう組織の強化を図る。

##### (1) 各都道府県産婦人科医会との連携強化

各都道府県産婦人科医会との連絡を密にし、本会の結束度の向上を図る。

- 1) 月例連絡・月例報告の充実  
各都道府県産婦人科医会との緊密な連携を図るため、月例連絡、月例報告を継続する。月例連絡は、常務理事会等で確認した事項等を毎月各都道府県産婦人科医会に対し、月初に電子メール等をもって行う。  
月例報告は、毎月15日頃までに、前月分の各都道府県産婦人科医会の活動状況、会員動向等の報告を受ける。
- 2) 協議会、研修会等への支援  
各都道府県産婦人科医会、各ブロックが開催する協議会、研修会等の開催に関し、その運営を可能な限り支援する。そして参加記録等の管理を明確にするため全国統一の方法を検討する。
- 3) 事務業務のあり方の検討  
各都道府県産婦人科医会において事務機能等に苦慮されているところがある。その医会に対しての支援策を調査し検討する。
- (2) 会員倫理および産婦人科医療の質向上の推進  
産婦人科医療に対する国民の信頼をより強固なものとする目的で、会員倫理および産婦人科医療の質向上を関係事業部と共に図る。
- (3) 会員数増加および維持策の検討
  - 1) 新規会員の加入促進  
未加入産婦人科医師等に対する入会勧誘・促進方法を検討し提言する。
  - 2) 新入会員に対する通知  
理事会で承認された新規加入会員に対して会長名をもって入会承認の通知をする。そして指定医師必携のほか、医療保険必携、研修ノート等の出版物等を送付する。
  - 3) 現役会員に対する支援  
会員各位が、より長く医会会員としてあり続けられるよう各事業部と協力して環境整備に努める。
  - 4) 会員動向調査  
現会員の動向を詳細に調査し、医会運営等に役立てる。
- (4) 総会・理事会等各種会議のあり方の検討
  - 1) 総会  
開催場所、日時等を検討し出席しやすくする。また代議員の任期を統一すべきとの意見があるため検討する。
  - 2) 理事会、常務理事会  
能率的かつ効果的な開催が行われるよう検討する。
  - 3) 幹事会  
今以上の活躍ができるよう検討し、幹事会に提言する。
  - 4) 地域代表全国会議  
この会議は本会事業の説明と推進協力依頼のため開催するが、各地域が抱える問題を全国的に共有し検討する役目も含有する。そこで開催方法等を検討し、実り多い会議開催になるよう努力する。
- (5) 収益事業の創設  
会費収入減等を補う方策として収益事業の施行が考えられるが、本年度は各事業部の事業から収益性のある事業を抽出し方法等を検討する。

- （６）医会事務局のあり方  
会費収入減等を考慮し事務局のあり方を検討する。
  
- ４．妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業  
上記事業の推進のため、各都道府県産婦人科医会の活動を支援する。本年度は平成27年7月5日に開催予定の「母と子のメンタルヘルスフォーラム」を支援する。
  
- ５．関係諸団体との協調
  - （１）日本医師会  
日本医師会との協調・連携を密にし、特に母子保健関連事項の対処に万全を期する。また、各都道府県産婦人科医会における研修会等に際しては、必要に応じて当該都道府県医師会にも後援を要請する。  
そして、日本医師会・厚生労働省主催「家族計画・母体保護法指導者講習会」、日本医師会主催「母子保健講習会」の運営に協力する。
  - （２）日本産科婦人科学会  
日本産科婦人科学会とは、学会・医会ワーキンググループ会議を開催し、両会に関連する諸問題について意見交換を行う。なお、必要に応じ、会長、副会長等の参加を求めた拡大ワーキンググループ会議等を開催する。
    - １）全国産婦人科教授との懇談会  
本会の活動について大学教授の理解を得るとともに、在局者および新入局者等の本会への入会促進の支援を得るため、全国医育機関の産婦人科教授との懇談会を日本産科婦人科学会総会・学術講演会時に開催する。
  - （３）家族計画関係団体  
日本家族計画協会、家族計画国際協力財団等と連携し、家族計画活動の推進に努める。
  - （４）母子保健関係団体  
母子保健推進会議、日本母性衛生学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健協会、日本看護協会、日本助産師会等関係諸団体との協調を図り、わが国の母子保健の向上に努める。
  - （５）外保連等  
外保連等との連携強化を図る。
  - （６）関係省庁等への対応  
本会事業の円滑化を図るため、厚生労働省等関係省庁等と緊密な連携を図る。
  
- ６．出版統計関連  
各部会が発行する出版物やアンケート調査等のリストを作成する。出版物の規格等のあり方や電子化（PDF化など）・電子図書化についても検討を行い、ペーパーレス化と同時に可視化向上に向け準備を進める。  
また出版物の内容作成は従来どおり各事業部が担当するが、出版物の体裁、配布方法等については一元化が可能かどうかを検討する。  
また本会役員等が医会関連会議で講演を行った場合は、その資料を保存し共有を図る。

○ 7. 本会内担当者連絡検討会

以上の事業を円滑に遂行するために、当該担当者に出席を求める連絡検討会を在置する。

## B. 広報部会

昨年度の広報部会の事業計画として、各地域の情報の積極的収集を掲げ、これまでの会員からの投稿に対する窓口である「会員の広場」に加えて、各地域ブロック会長に医会誌を含む関連文字媒体からの有益情報の提供をお願いしたが、現在までのところ寄せられたものはほとんどない。

今までは、当部会の事業計画の主眼は、言ってみれば本会機関誌である医会報の内容研磨に置かれていたわけであるが、本部でのヒアリングを含む幾度かの打ち合わせ会の結果、日産婦医会への新規（若手）入会者の増加と併行して、医会報自体のより一層の存在認知、そのための手段の模索が重要であろうとの結論に至った。

具体的な方法として、日産婦学会入会時に会員医師全員に、あるいはまた専門医資格取得時に専門医師全員に、さらにはサマースクールやスプリングフォーラム、日産婦学会学術講演会生涯研修・医会共同プログラムの参加者全員に医会報を無料配布するなどの案を種々検討していきたい。

27年度も、わが国を取り巻く諸情勢の中で、これまでどおり広く視野を内外に向けて、会員諸氏に産婦人科関連の重要情報をタイムリーかつ正確に伝達していく。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

### 1. 日産婦医会報の発行

毎月1回発行（8、9月は合併号）し、全会員並びに関係各方面に送付する。

#### （1）編集方針

- 1) 本会の方針をはじめ、各部の行う事業・活動を会員に理解しやすい形で伝える。
  - 2) 産婦人科に関係する情報を分析、評価、選別し、会員に役立つ情報を極力タイムリーに伝える。
  - 3) 常に時代に即した誌面の刷新を図る。各世代にわたって読みやすい情報誌であるよう努める。
  - 4) 各都道府県産婦人科医会の広報担当者や会員に投稿を求め、幅広く全会員の声を反映するよう努める。
  - 5) ファイルを作成する。
  - 6) 12月号に、その年の掲載主要記事の題目一覧を添付する。
  - 7) デジタル化保存する。
- 8) 非会員の若手産婦人科医（日産婦学会入会時の会員医師、専門医資格取得時の専門医など）に対して本会医会報の存在周知を図る。

#### （2）内容

- 1) 会長見解、本会諸会議の報告、副会長・常務理事の見解他
- 2) 産婦人科診療上の諸問題、医政・医療行政に関する本会見解
- 3) 医政、医療行政、医療統計に関するニュースと解説
- 4) 医事紛争の実態と対策「シリーズ・医事紛争」（医療安全部会に依頼）
- 5) 医業経営上の諸問題「医療と医業」（医療対策部会に依頼）
- 6) 生涯研修に有用な学術記事を研修委員会と協力して掲載「学術」
- 7) 医療保険運用の解説「社保の頁」等（医療保険部会に依頼）

- 8) 各都道府県産婦人科医会の活動状況の紹介「新しい都道府県の代表紹介」
  - 9) 各都道府県産婦人科医会の会報を抜粋して紹介するなど、各地域の情報を掲載することを検討する。
  - 10) 学術雑誌、新刊の紹介「学海メモ」「新刊紹介」「産婦人科雑誌紹介」
  - 11) 会員よりの意見の紹介「会員の広場」
  - 12) 診療に有用な新製品、情報、語句の解説「情報アラカルト」「マメ知識」
  - 13) 随筆・意見「コーヒーブレイク」(広報委員担当)
  - 14) 会員が知っていてよい新聞記事の要約「新聞切抜帳」(広報委員担当)
  - 15) 産婦人科医師の留学体験記「留学だより」
  - 16) 新入会員の氏名および所属する都道府県を掲載
- (3) 特記事項
- 1) 必要に応じて日産婦医会報頁数を4頁単位で増減、表紙頁が4色の特別号を発行(通常号は2色)、写真を多く掲載。
  - 2) 日本産婦人科医会学術集会特集号は担当地域と相談の上発行。
  - 3) 早急に会員へ伝達するべきときは、号外を差し込み頁の形で発行。
  - 4) 1面にその時々の特ピックをもってくるなど、誌面構成にインパクトをつける。
  - 5) 情報システム部門との連携を図り、電子メディア(インターネット)との交流を図る。医会ホームページ掲載の重要記事の題目を日産婦医会報で紹介する。
  - 6) 時宜に応じて、日産婦医会と日産婦学会の双方が新会長および新理事長の就任をみた場合、両者の会見を企画し、意見交換の記事を掲載する。
  - 7) 産婦人科関連団体、特に日本産科婦人科学会関連情報については、本会会員にとっても重要であるものを掲載し、周知徹底を図る。
  - 8) 日産婦医会報の内容について、必要なものは会長が最終校正を行う。
  - 9) 時々の特ピックについて、随時会員から「原稿募集」し、「特集」欄の形で掲載する。

## 2. 委員会

広報委員会を存置する。

## C. 渉外部会（情報システム含）

### 【渉外】

産婦人科医療に対する社会的認知度を上げ国民生活の向上に寄与する。また、他部署と調整し、本会で行う調査結果や発刊物等を紹介することにより、本会活動の周知を図る。特に、少子対策、妊産婦のメンタルヘルスケア、開業医・勤務医の抱える問題、医療安全等について広報する。

#### 1. 本会ホームページの内容充実

医会活動を広報するための手段としてホームページを有効活用する。閲覧機会が増えるよう工夫したコンテンツ作りを目指す。多くの部署と調整・協力し、広く役立つ情報を掲載していく。

#### 2. 記者懇談会の開催

原則として月に1回記者懇談会を開催する。テーマは、年間計画を立てるが、産婦人科医療をめぐる時事問題には臨機応変に対応する。記者懇談会での発表担当者はなるべく若い人材を登用していく。

#### 3. eラーニングシステムの運用

会員の生涯研修のため、eラーニングシステム運用に合わせてオリジナル教材を作成する。

#### 4. 女性の健康週間への参画

主唱団体（厚生労働省、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会）として、3月1日から8日までの「女性の健康週間」の運営に取り組む。

#### 5. 産婦人科施設情報データベースの管理

各都道府県産婦人科医会の協力により全国の産婦人科施設情報データベースを構築する。収集したデータを分析し、対外広報活動および各部に積極的に利用できるようにする。

#### 6. 渉外活動の推進

##### （1）国内

医療行政の改革等に向けて、日本医師会、日本産科婦人科学会等の関連団体と協調し、国会議員、関係省庁、地方行政等に対し積極的に渉外活動を行う。また、医療関係マスメディアとの連携を密にする。

##### （2）国外

周産期医療では先進的な数字をあげている日本として、国際協力の観点から国外諸団体との交流を図る。国際母子保健財団（IFFH）、ジョイセフ（JOICFP）、国際産婦人科連合（FIGO）世界大会等との協力を図る。また、産科医療補償制度についてその仕組み、運用、加入率等を外国学会・雑誌等に発表することを引き続き検討する。

## 7. 小委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、各部と協力し柔軟な対応ができるよう小委員会を必要に応じ設置する。

### 【情報システム】

本会会員に有益な医療情報を検討し情報提供することは、ひいては国民の健康意識向上、安全な医療につながると考える。多くの情報に惑わされぬよう情報の交通整理を行い、会員・社会にわかりやすく伝達していく。

#### 1. 電子母子健康手帳記載データ項目の標準化

標準化の重要性についての広報活動を行う。また、電子母子健康手帳標準化委員会で検討・作成された標準化データの公開を進める。

#### 2. 会員カードの検討

学会等で多機能性会員カードの発行が活発化している。今後、日本専門医機構の要請により会員把握が必要になっている学会では、各学会が独自にカード発行していく可能性がある。医会では会員にとってメリットがあるかを考え、医会会員カードの導入を検討する。

#### 3. 産婦人科医療のICTについて行政への働きかけ

10年後、20年後の産婦人科医療の姿を見据え、その中で今から準備すべきICTについて、他部と検討を行う。ICTへの準備について、行政からのサポートを得られるよう働きかけを行う。

#### 4. 電子会議の活用

Web版テレビ会議を各都道府県産婦人科医会、会員で活用できるようにする。

#### 5. ホームページ等の運用

会員、一般社会に向けての情報発信ツールとして様々なものが出ている。ホームページの他に活用できるものを検討し、実験的に導入する。

#### 6. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、情報システム委員会を存置する。

## D. 法制・倫理部会

1. 母体保護法等の適正なる運用のための会員指導  
母体保護法、母子保健法等の内容、運用上の問題点について、識者の意見を聴取しながら本会の見解を明らかにし、会員への周知を図る。
2. 産婦人科関連法規についての関係当局との折衝  
母体保護法をはじめ、産婦人科業務に関連する医療法規や労働法規の解釈・運用等について厚生労働省等関係省庁と折衝を図る。
3. 母体保護法指定医師関連の諸調査  
母体保護法指定医師の現況把握のために、必要に応じて調査・分析を行う。
4. 母体保護法に関する啓発活動  
日本医師会をはじめ関連諸団体等と母体保護法の問題点を討議し、国と協力して母体保護法のより良い改正を目指すとともに、本法に関する国民の理解が深まるよう啓発活動を行う。
5. 各都道府県産婦人科医会等での研修会への協力  
研修会の開催にあたって、必要な場合は日本医師会と連携しつつ講師の推薦や資料提供等について協力する。
6. 母体保護法の課題に関する検討  
母体保護法の抱える課題や問題点について引き続き検討を行い、必要に応じて見解をまとめる。
7. 医学的な倫理問題への対応  
日本産科婦人科学会および同学会倫理委員会と密接に連携・協議し、万全なる対応を図る。
8. 委員会
  - (1) 本会にかかわる法制問題等を検討するため、法制・倫理委員会を存置する。
  - (2) 会員が関与する臨床研究等のため、倫理審査委員会の存置を検討する。

## E. 経理部会

### 1. 会費収入減と事業活動への対応

近年、会員数は減少傾向にあり、会費免除会員・会費減免会員を除く正会員数が、数年後には9,000名を下回る可能性がある。また、高齢化に伴う正会員から減免会員への移行や、20～30歳代で顕著である会員男女比率の変化など、正会員数の増加が期待できない会員構成になっていることから、今後は会費減収を想定した対応が必要である。

したがって、当部会としては将来の会費減収を想定し、事業の仕分けや事務所費等固定費用の削減など、収入減に即した業務執行のあり方を考慮しつつ、公益社団法人として効率的かつ適正な業務執行を図るものとする。

当面は上記考え方を勘案した事業計画とするよう各事業部と連携を図る。

### 2. 経理部会の開催

予算については、均衡の取れた効率的かつ効果的な収支予算案を作成し、その執行状況等については、経理部会を必要に応じ開催し確認する。

### 3. 会計経理業務の管理

「経理規程」を遵守し、各部の多岐にわたる事業執行に支障のないよう適正な会計経理業務を行う。また、経理処理に関しては随時、監事および公認会計士による指導・監査を受けることとする。

## II. 学術部

### A. 先天異常部会

先天異常部会の役割は、先天異常に関する情報の学術的検討と啓発、および環境に存在する先天異常発生の要因の調査分析にかかわる事業を推進することである。先天異常にかかわる保健福祉の推進のための調査を検討し、母児の支援も合わせた情報発信を行っている。また、サリドマイド薬禍を契機に本会に発足した本邦唯一の先天異常モニタリング事業は、国際先天異常監視研究機構（ICBDSR）（WHO 関連機構）加盟期間として母児の健康をまもっている。さらに、新生児の先天代謝異常のスクリーニングも、本部会をその濫觴として、子どもたちの健康に貢献している。これらの基本的役割に加えて、福島県原発事故やインフルエンザ他の感染症、あたらしい出生前診断等の昨今の諸問題に関する情報の分析および具体的な広報・啓発により一層取り組んでいく。

#### 1. 先天異常モニタリングの拡充

##### (1) 外表奇形等調査・分析の継続

- 1) 昭和 47（1972）年より開始した「全国外表奇形等調査」を日母おぎや一献金基金からの援助を得て継続している。毎年、わが国の奇形発生状況の把握および分析を四半期毎に行う。調査結果は ICBDSR に報告し国際的に協力する。
- 2) 福島県産婦人科医会の協力のもとに福島県内の全分娩施設を対象として調査を行い、また福島県県民健康調査とも共同して、原発事故による影響の有無を長期にわたり監視していく。そこで得られた知見を社会に還元し、放射線に関する不適切な認識の是正と、同地区住民の無用な不安の軽減に努める。適切な情報発信は震災被災地の復興にも寄与すると考えられる。
- 3) 横浜市大モニタリングセンターに調査結果の「まとめ」を依頼し、統計学的、疫学的な分析を加え、「平成 24 年度外表奇形等統計調査結果」を作成し、協力機関等に配布している。平成 27 年度においても同様の対応とする。
- 4) 本調査・分析で得られたわが国の外表奇形等の推移、現状や、その問題点、また母児の健康をまもる必要性から先天異常モニタリングの継続の重要性についての広報活動を行う。協力モニタリング医療機関の登録数が 300 施設から 200 施設まで減少しているため、母データのバイアスや偏在が懸念される。あらためて登録の依頼を行い登録施設の増加を目指す。
- 5) 昭和 60 年度以降行っている胎児異常診断のアンケート調査を継続する。

#### 2. タンデムマススクリーニングの普及とその実態調査

20種の先天代謝異常症のスクリーニングを簡便に実施可能なタンデムマス・スクリーニング法は、現在は全国すべての新生児が受けられる態勢となった。スクリーニングが確実に行われることにより、早期診断・早期治療に結びつくことが期待される。しかし、その認知度は十分なものとは言えず、また機器やランニングコスト、検査陽性例の対応など、運用実施上の課題を検討する必要もある。各都道府県に対しアンケート調査を行い、実態を把握する。また、導入後の有効性について検討を行っていく。

### 3. 聴覚マスキングの再検討

公費負担実現にむけて、母子保健部会と共同で国へ働きかける。

### 4. 先天性風疹症候群の予防のためのワクチン接種推進活動

平成24～25年に発生した風疹流行により、平成26年までに先天性風疹症候群（CRS）が45例発生した。10年前からの対策が十分になされていたか、有効であったかを見直し、更なる風疹流行の発生を抑止すべく調査と情報発信を行う。

- (1) 風疹の流行状況と CRS の発生を把握し、ホームページや医会報を活用して会員および妊婦への啓発を行う。
- (2) 風疹を日本から排除するために実効性のあるワクチン接種施策について検討し、産婦人科医が関わる女性およびその家族や職場、学校にむけてのワクチン接種を推進する方策を探り啓発する。

### 5. 出生前診断の影響、課題の検討

- (1) NIPT の進捗状況、適応があっても検査できない妊婦人数（予約が入らないなどのため）を把握し、地域別の登録施設の充足状況を調査する。また NIPT における微小欠失や性染色体の検討、NIPT の臨床研究の意義について情報発信する。
- (2) 厚生労働研究班の進捗の把握  
遺伝カウンセリング体制、認定遺伝カウンセラーの充足状況、厚生労働省の出生前診断への関与について状況を把握する。
- (3) 現況・課題の検討（即時的対応を要する課題を含めて）  
妊婦健診と胎児超音波検査について、着床前スクリーニングの現況と課題、出生前診断にマイクロアレイ検査を用いることなど、昨今の出生前診断に関わる問題点について検討する。

### 6. 妊娠女性への葉酸摂取推進への啓発周知への取り組み

妊娠可能な年齢の女性に対する葉酸摂取に係る適切な情報提供の推進について、ホームページやパンフレット等の方策を続けて検討する。

### 7. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、先天異常委員会を存置する。

## B. 研修部会

研修部会は、医療事故を防止し、安全な医療を追求する視点に立つとともに、女性の一生に関わる診療科として、女性の様々な疾病に対する良質かつ最新の医療情報を会員に提供していくことを目標としている。常に進歩していく医療に対応した求められる医療情報を、様々な情報提供手段を用いながら的確に実践していく必要がある。

具体的事業としては、研修資料（研修ノート、研修ニュース）の作成、最新医療の紹介（日産婦医会報学術欄）、DVDを用いた資料の提供、医会ホームページや日産婦医会報等を用いた迅速な情報提供や医会eラーニング導入への協力、日本産科婦人科学会学術講演会、日本産婦人科医会学術集会の生涯教育プログラムにおける企画、協力、並びに資料作成、産婦人科診療ガイドライン作成への協力を本年度も行う予定である。

平成27年度は以下の事業を行う。

### 1. 研修資料の作成

#### (1) 平成27年度研修テーマ

平成27年度の研修テーマについて、研修ノートNo95・96およびDVDを作成する。

最近のトピックやフローチャート、図表、写真など多用して「目で見て理解できる」ように構成を考え、早期発刊にむけて努力する。

また、DVDには、冊子では提供できない動画や画像を数多く取り入れ、さらにデジタル化した研修資料も収納する。

研修ノートは、冊子・DVDとともに全会員に配布し、医会でも保管する。

また、作成された研修資料に関しては今後医会員以外の医師にも有料で販売し、活用していただけるような販路を検討する。

#### 1) 目で見てわかる膣・外陰・皮膚・乳房疾患のすべて (No. 95)

執筆者：分担執筆者13名

#### 2) 子宮筋腫 (No. 96)

執筆者：分担執筆者12名

#### (2) 平成28年度研修テーマ

研修ノートの原稿執筆を従来よりも早めに依頼し、研修ノートの早期発刊をめざす。産婦人科医として知っておくべきエビデンスや新知見を考慮に入れ、写真や図を多用した構成とする。

#### 1) 精神的・社会的な援助が必要な妊産婦への対応 (No. 97)

執筆者：未定

#### 2) 前期破水の管理 (No. 98)

執筆者：未定

### 2. 平成29年度研修テーマの選定

平成29年度の研修目標を定めて、それに沿ったテーマを選定する。

### 3. 生涯研修機会の充実に関する検討

会員のニーズ、研修の内容、研修の利便性（参加や研修のしやすさ）を生涯

研修における3要素と意義づけ、それらを念頭においた研修の充実を図る。本年度も「研修スタイル」に焦点をあてた新たな企画や資料のデジタル化を検討し、広い観点から研修テーマや研修資料などを構築する。

具体的な活動計画として、

- (1) 第67回日本産科婦人科学会学術講演会へ参画・協力し、「生涯研修プログラム」の一環として医療安全および臨床遺伝に資する講演を企画する。昨年度好評につき、遺伝カウンセリングのロールプレイ、および、投票システムを採用した聴講者参加型の講演を企画する。

また、第68回日本産科婦人科学会学術講演会「生涯研修プログラム」へ参画・協力の準備を行う。

なお、医会・学会共同プログラムである「生涯研修プログラム」の重要性を医会会員以外への広報を考慮して、昨年度は医会紹介パンフレットを同封にて配布していたが、今回から直接医会が発行しているシラバスの中に医会紹介パンフレット等を印刷することを検討する。

- (2) 日本産婦人科医会学術集会や生涯研修会等の企画や研修資料の作成に協力し、会員の効率的な生涯教育に資する。
- (3) 研修部会の刊行物としては、研修ノート、研修ニュース、日産婦医会報学術欄等があるが、本年度も将来を見据えたこれらのデジタル化保存を継続する。また、医会eラーニング導入に協力し、自宅においても研修ができ、それを評価できるよう、会員にとってのメリット、デメリットを評価する。
- (4) ACOGの教育制度の実態調査とそれに基づく医会の取り組みと実施の検討について

ACOGの学術集会資料と研修資料を取り寄せて、ACOGの研修テーマや方法に関して、研究し、研修のあり方を学び、今後の医会研修会に提案できないかを検討する。

なお、この事業に関しては専従の委員を2名程度選任し、委員長、副委員長および常務理事・理事を加えて専従の小委員会（名称未定）を設置する。

#### 4. 学術研修情報の提供

- (1) 「研修ニュース」の発刊

研修ノートではup-to-dateな問題には即応しきれないため、本年度も「研修ニュース」を適宜発行し、重要な新しい情報の提供や必要事項の周知などを行う。

- (2) 日産婦医会報「学術」欄への協力

会員へ時宜を得た新しい学術情報の提供を図る観点から、本部会にて企画・検討した学術研修情報を、広報部会はじめ関連各部の協力を得て、日産婦医会報「学術」欄に掲載する。

- (3) 「小冊子」の監修・委託・発行

日常の診療現場で役立つよう、研修ノートの内容などを患者向けに手直した小冊子の監修、改定を行うとともに、販売を委託し、発刊する。

#### 5. 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2017」の発刊に協力

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2017」の作成に向けて、

日産婦学会と協力して、新規 Q&A 項目の追加・内容の見直しなどを行う。  
(2) ガイドラインの広報に努める。

#### 6. 委員会

上記事業をするため、引き続き研修委員会を存置する。

### Ⅲ. 医療部

#### A. 医療安全部会

平成27年10月から開始する医療事故調査制度について、会員に混乱が生じないよう正確な情報を適時・的確に提供する。

産婦人科偶発事例報告事業、妊産婦死亡報告事業、産科医療補償制度の原因分析報告などから得られた問題点を整理し、安全な産婦人科医療の実現を目指し、積極的に情報発信する。その上で、施設の診療体制や診療内容についての個別研修に向けた検討を行い、各都道府県産婦人科医会と協働して実践する。

##### 1. 医療安全対策

###### (1) 医療安全に向けての会員支援サービス事業

重大な事故が発生した医療機関に対して、再発防止および医療安全対策を支援することを目的とする。都道府県産婦人科医会との連携の下に、具体的な支援・改善の目標を達成するための支援を行うとともに改善後に評価・検証を行う。

###### (2) 事例収集および解析事業

平成16年4月より実施の産婦人科偶発事例報告事業、および平成22年1月より開始した妊産婦死亡報告事業を継続し、その充実、定着、並びに報告データの活用を図る。

- 1) 産婦人科偶発事例報告事業：平成26年事例の集計を行うとともに、テーマを決めて原因分析、再発予防に結びつく解析を行い、再発予防に向けた問題点の抽出を行う。
- 2) 妊産婦死亡報告事業：妊産婦死亡事例情報を引き続き収集し、集積したデータは、厚生労働科学研究費補助金（池田班）の研究事業と協働して事例の症例検討を行い、再発予防のための問題点の抽出を行う。また、妊産婦メンタルケアと密接に関係があると思われる産褥1年以内の自殺について、現状での報告率は低いと推定されるが、妊娠期からの積極的にメンタルヘルスケアに取り組むシステムについて、関係部と協力して検討する。

###### (3) 医療安全に向けた情報発信

###### 1) 胎児心拍数陣痛図の評価法と対応の周知

周産期の現場で活用されているポケットサイズの冊子は、昨年度“産婦人科ガイドライン産科編2014”に合わせて改訂した。引き続き有料頒布を行う。また、会員およびコ・メディカルに対する胎児心拍数陣痛図の評価法と対応についての指導に、医療対策部会および各都道府県産婦人科医会と協力して取り組む。

###### 2) 母体安全への提言

妊産婦死亡報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言を発信し、周知を図る。

###### 3) 産婦人科偶発事例から抽出された問題点についての情報発信

産婦人科偶発事例報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言を医会報“シリーズ医事紛争”を通し発信し、周知を図る。

###### 4) 脳性麻痺防止に向けた広報活動：報告事例（産婦人科偶発事例、産科医療

補償制度)の症例を医学的に分析し、再発防止に繋がる適正な内容の広報活動などを日産婦学会、日本医療機能評価機構と協力して行う。

5) 日産婦医会報「シリーズ医事紛争」掲載

広報部会、医療安全委員会委員等の協力を得て、掲載を継続する。

6) 関連情報の収集と情報提供

医療安全対策上の収集情報を分析、検討して、会員への情報提供を図る。医療事故防止に向けて、必要な資料を適宜作成し、各都道府県医会および会員に提供する。

(4) 妊産婦の救急蘇生法についての教育プログラムについての検討

妊産婦が急変した場合の対応(妊産婦救急蘇生法)についての教育プログラムを日本産科婦人科学会、日本臨床救急医学会との連携で作成し、その普及に向けた準備・検討を行う。

(5) 各医療圏における一次施設と高次施設の連携の推進

産科危機的出血、早剥、脳卒中、産科重症合併症などにおいては、一次施設から近隣の高次施設へのスムーズな搬送と、高次施設での適切な管理が必要であるが、実際には連携が不十分な医療圏も存在する。連携の現状と具体的な提言をまとめ、よりよい連携を推進する。

(6) 輸血用血液の廃棄量削減と有効利用への提言

新しい健やか親子21では、10年後の妊産婦死亡率の数値目標を2.8(現在の3割減)としている。現在、妊産婦死亡の原因の1/4~1/3が産科危機的出血であり、母体を救命するためには、早期の輸血用血液の確保と適確迅速な輸血が必要である。しかしながら、出血は予測不能であり、妊産婦救命ために血液を十分に備えることはその廃棄量を増やすことに繋がるため、厚生労働省からは廃棄量削減努力を求められている。産科医療の特性について理解を求めた上で、廃棄量削減並びに有効利用についての提言を作成する。

(7) 会員への支援

1) 妊産婦死亡が発生した際の当該会員への支援体制を整備し、充実させる。

2. 医療安全に関わる事業推進について

(1) 第24回全国医療安全担当者連絡会の開催

平成26年分の偶発事例報告集計結果、妊産婦死亡事例の集計状況・結果、産科医療補償制度の運用状況など、時事にあったテーマを全国の担当者と共有し、産婦人科医療の安全性の向上にむけて努力する。

(2) 産科医療補償制度の状況把握

産科医療補償制度に対する会員の理解を維持するため、見直しを含めた制度の状況について各都道府県産婦人科医会と会員に報告する。

(3) 喫緊の対応を要する課題(医療上の刑事訴訟、異状死届出、産科医療補償制度等)には、小委員会形式等で専門家も交えた機動的な対応を図る。

3. 医事紛争対策

(1) 支援要請(医事紛争事例)への対応:各都道府県産婦人科医会で会員への支援システムを構築するように継続して要望するとともに支援する。また、要請に応じて、法律家も交えて各都道府県産婦人科医会担当者とともに当事者への医学的、法律的な支援を図る。

- (2) 鑑定人推薦依頼に対する対応：医会および学会作成の「鑑定人候補者リスト」(内部資料・部外秘)を用いて司法当局の付託に応じており、本年度も継続して対応する。
- (3) 結審事例(判例情報)の収集：第一法規出版の判例体系や情報誌等の購読を通じて判例情報の収集を図る。結審となった産婦人科訴訟事例の概要と判決内容などを解説した日産婦医会報「シリーズ医事紛争」の執筆にも活用する。

#### 4. 継続(検討)事業

以下の事業を継続し、関連団体等と連携した対外的働きかけや会員への情報提供(日産婦医会報等)に活用する。

- (1) 汎用されている「適用外使用」薬剤に関する検討
- (2) 羊水塞栓症の血清検査事業(平成15年8月からの浜松医科大学協力事業)

#### 5. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、医療安全委員会を存置する。

## B. 勤務医部会

産婦人科勤務医の就労環境は、依然として厳しい状況にある。勤務医部会では、産婦人科勤務医にとって有益な情報を提供することを目的として事業を行っている。本来産婦人科、特に産科医療の現場は、新しい命を迎える明るく、楽しく、使命感あふれる職場であると考えられる。これを可能にするためには、産婦人科勤務医の待遇改善が重要であることはもはや明白である。まず現状を正確に把握することが必要であり、本部会では産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査を経年的行ってきた。このアンケート調査からは極めて有用な情報が提示されてきている。また、常勤医師における女性医師の割合は毎年増加しており、女性医師の就労支援や離職防止の重要性は増すばかりである。本部会では、引き続き勤務環境の詳細な調査を行っていくとともに、さらなる女性医師支援について検討していく必要がある。

一方で男性勤務医は高齢化が進み、自らの病気や家族の介護などでフルタイムの勤務が難しくなる可能性が考えられる。産婦人科医師不足は女性医師への支援だけでは解決が困難な状況になろうとしている。

産婦人科勤務医が求めている様々な情報を迅速にアップデートし、わかりやすく提示していきたい。若手医師の興味をそそる情報を提示することによって彼らの活動をより活性化し、さらには産婦人科医を増加させる一助となるようにしたいと考えている。

これらの目的のため勤務医部会は、本年度の事業を以下のように進める。

### 1. 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査

本年度も継続する。本調査は、産婦人科医師不足に端を発する諸問題解決のための基礎資料提供を目的としている。本調査は全国規模の経年調査としては唯一のもので、問題解決の議論には必要不可欠の情報を提供する。これにより1次施設から高次施設にわたる分娩取扱い病院の機能、勤務体制、女性医師率等の経時的な変化を知ることができる。産婦人科勤務医の待遇改善に関する調査は平成19年1月より開始し本年度で9回目となり、女性医師の就労環境調査は平成20年度の第2回調査から行っている。調査結果は、年度毎に本会の定例記者懇談会やその他のメディアを通じて社会に発信し、産婦人科医師不足に対する社会的関心の醸成に寄与してきた。

過去7年では、分娩取扱い施設数の14%の減少に伴い1施設当たりの分娩数も17%増加した。この対策として、妊婦のリスクに応じた産婦人科医療の分業体制は整備され、施設数の減少に伴い1施設当たりの医師数も1.8人増加して6.3人となった。しかし、当直回数は著変なく科別でいまだトップであり1カ月の在院時間も300時間と変化は微小である。この矛盾は、増加分が主に女性医師であり妊娠・育児率も3割から5割へと増加し、当直可能医師数には著変がないためと考えられる。分娩取扱い施設における常勤女性医師の比率は4割におよぶが、常勤先のない病院の非常勤女性医師は、分娩取扱い病院に関わる女性医師全体の約2割を占める。妊娠・育児中女性医師の就労支援なしには、医師全体の勤務の緩和も厳しいことが判明している。産科医の処遇改善・常勤女性医師の力を活用した就労体制はいずれもまだ不十分であり、今後も継続的な努力が必要である。

## 2. 女性医師支援対策

### ○ (1) 女性医師支援情報サービスの充実

本会ホームページ内の「女性医師支援情報サイト」では、妊娠・出産・育児や介護などのライフイベントと勤務との様々な悩みに対応し、必要な支援情報を得られるように情報提供を行っている。本年度は、各地域、各大学における会員から情報を集め、身近に役立つ情報を提供できるような仕組みを確立し、集めた情報を迅速に提供できるようアップデートを行っていく。また、医師に限らず一般の女性が妊娠・出産に際して仕事や家庭との両立等について悩む際にも参考になる内容に拡充していく。

### (2) 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査分析による支援対策の検討

経年的に行っている「産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査」の分析を行い、産婦人科女性医師で妊娠・育児中である者における現状や課題を明らかにする。就業継続に必要な支援、非常勤から常勤へ復帰する場合の課題について提言し、女性医師の離職防止と産科勤務医確保に必要な対策を検討する。

### (3) 関連団体との連携

昨年度に引き続き、日本産科婦人科学会男女共同参画・女性の健康週間委員会、日本医師会、厚生労働省など各種団体と連携して、勤務医全体、さらに産婦人科女性医師のさらなる就業継続を可能にする環境作りに向けての情報収集を進め、提言を行っていく。今後は就業継続のみならず、復帰に向けての再研修制度の確立や、将来指導的立場となる女性医師を増加させるための方策を検討する。その他の各種関連団体、各大学女性医師支援センター等の開催するシンポジウム等への参加を通じ、情報交換を行い、有効な支援策を会員に提供していく。

## 3. 「勤務医ニュース (JAOG Information)」の発行

勤務医が必要とする様々な情報をはじめ待遇改善や女性医師支援に役立つ情報を提供する。特に若い医師が関心を持つような誌面構成に努め、より多くの会員に情報を提供できるよう努める。具体的には各学会における専門医資格の条件や待遇改善の取り組みの実例を提示する。また、シリーズ企画としては女性医師の就労継続に有効な対策を積極的に取り入れている「女性医師が働きやすい病院」を紹介する。

## 4. 日本産婦人科医会学術集会開催ブロック勤務医懇話会

勤務医懇話会を日本産婦人科医会学術集会時に、開催ブロックの各産婦人科医会推薦者を対象とし開催する。

## 5. 委員会

勤務医部会の活動のため委員会を存置する。

## C. 医療対策部会

医療対策部会は、産婦人科医療における制度上の様々な問題に対して、その問題点を抽出・検討し、その対応策について立案・提言を行い、医会員に周知徹底し混乱の起きないような情報提供体制の構築を目指すことを目的としている。その目的を遂行するために、①将来ビジョン小委員会、②有床診・地域医療小委員会、③公費補助および医療行政関連小委員会の3つの小委員会を設ける。将来ビジョン小委員会は、将来の産婦人科医療のあり方を検討する。有床診・地域医療小委員会は、地域における周産期システムを守るために、有床診療所の経営的基盤の安定と質の高い医療サービスを提供することを検討する。公費補助小委員会は、出産育児一時金の増額や全国一律の妊婦健診公費負担の実現を目指し、その対応策や問題点を検討する。また、政策に関する予期せぬ問題の発生時には、早急に対応しなければならない政策的な提言作成の諮問を受け、適時横断的な委員会を立ち上げ早急に意見をまとめ運営委員会へ提言を答申することを目的とした時局対策としての緊急対応機能も持つものとする。

### 1. 将来ビジョン小委員会

#### (1) 医療経営対策

医師の診療科偏在と地域偏在の影響や、病院勤務医師や診療所医師について、医学的経済的視点からどのようなことが想定されるか、またどのような診療形態を構築するかを専門医制度改正への対応も含めて多角的に検討する。

#### (2) 診療形態の将来のあり方

将来の産婦人科のあり方を考え、「定年退職後男性産婦人科医の雇用について」、「産婦人科医療機関の望むべき重点化について」、「育児中の女性医師活用策」、「産科・婦人科でのオープンシステム」、「(無床)診療所経営のノウハウ」などの問題点を検討する。

### 2. 有床診・地域医療小委員会

#### (1) 産婦人科有床診療所の諸課題について検討

- 1) 超緊急症例に対して各医療機関の医師が区別なく協力できる体制の検討  
周産期医療の安全性を確保するため、有床診療所など地域周産期医療関連施設と周産期母子医療センターが相互に連携し、母体搬送の間に合わないような超緊急症例等への対応等、分娩リスクに応じた医療が提供される体制が必要である。そのためには、周産期医療ネットワークを強化することとともに、超緊急手術等を要する症例等に対応するため当該施設への緊急診療援助出動かを可能とする体制やシステム作り、また周産期母子医療センター等の業務とすることも含め、先進的な地域をモデルとして検討する。

#### (2) コ・メディカル関連事項への対応

##### 1) コ・メディカル生涯研修会の開催

広く産婦人科医療に携る人たちを対象として、医療・看護水準の維持向上を図る目的で、コ・メディカル研修会を開催する。平成27年度は第42回日本産婦人科医会学術集会(新潟県)と並行して開催予定。各地域においてコ・メディカル対象の講習会を開催する場合、教材提供・講師派遣も含め協力す

る。

2) 助産師充足状況実態調査実施に向けての検討・準備

質の高い医療を提供するためには協働するコ・メディカルの確保は重要である。平成17年度には医療対策部として全国助産師充足状況実態調査を実施し、その結果を受けて、国や地方自治体に助産師養成施設の新規開設等を働きかけているが、いまだ全国的には助産師の充足状況は有床診療所を中心に十分とは言えないのが現状である。平成27年度は助産師充足状況の再調査を視野にいれ、本部会・委員会にて検討・準備する。

(3) 産婦人科有床診療所の火災対策について会員への周知

平成26年10月16日の消防法施行令の一部改正により、スプリンクラーの設置義務に関しては、3,000㎡未満は産科、婦人科、産婦人科は対象外となった。消防機関へ通報する火災報知設備の設置は、全ての施設に義務付けられることになったので、会員に注意喚起を含め、火災対策の周知を行う。

(4) 新しい診療所の形態として産科に特化した施設の支援

勤務医から開業する受け皿に不妊・生殖医療の施設だけでなく産科開業も考えて特に女性会員の受け皿になれるような産科診療所の施設の支援のあり方について検討する。

3. 公費補助および医療行政関連小委員会

(1) 妊産婦の経済的支援について

1) 出産育児一時金について

今回の産科医療補償制度掛金の減額に伴う出産育児一時金の実質的増額に関連して、分娩料金の請求を増減する必要があるとの考え方もあるが、分娩料金は、地域の状況、医療サービスの内容や分娩後の療養環境などを勘案して各分娩施設がそれぞれ適正に決めるべきものであり、出産育児一時金の金額が分娩料金を規定するものではなく、両者は関連してその料金が増減されるべき性格のものではない。現在の分娩・入院料は医療機関の努力により低額に抑制されているが、今後、安全、安心な医療を提供するには、入院・分娩料を引き上げざるを得ない。その結果、大きくなる妊婦の負担を軽減するには、出産育児一時金の引き上げは必須である。

2) 妊産婦のメンタルヘルスケアに関しての関連機関との連携強化

妊産婦への精神科的サポートについて、精神科との連携強化について、現状での問題点と積極的に推進していくための方策について検討する。

3) 保険未加入者における出産育児一時金の支給に関して

保険未加入者においても出産育児一時金支給の対象とする制度の創設に関して検討する。

4) 医療扶助および入院助産制度における公費負担金についての検討

生活保護法に基づく医療扶助、児童福祉法に規定する入院助産制度においても出産育児一時金と同額の補助となるよう働きかける。

5) 妊婦健診公費負担の充実、産後健診の公費負担の要望

6) 妊婦健診補助券結果記載欄の簡略化について

① 全国の自治体の状況と様式を調査する。

- ・ クーポン券方式と健診内容指定方式
- ・ 検査結果報告方式

- ②受診票の雛形を委員会で検討し作成する。
- ③地域産婦人科医会に検討要請する。

4. 医療と医業の項（日産婦医会報）の継続

医療と医業に関する原稿を会員の中から募集し、広報部会と協議の上で掲載する。

5. 喫緊の問題に対し、即時に対応できる体制の構築

産婦人科に関する医療制度に関して重要な問題が発生した場合は、即時に対応でき見解がまとめられる体制を適時構築し、執行部へ提言できるようにする。なお会員への周知については広報部会等関連部と協議する。

6. 関係各部および関連諸団体との連携

医療対策部会の事業に関連する諸問題については、本会内他関係部そして厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本看護協会、日本助産師会等の外部組織とも連携し、円滑な事業の推進を図る。

7. 委員会の開催

以上の事業を円滑に進めるために医療対策委員会を開催する。活動に当たりメーリングリスト等を活用する。必要に応じて小委員会・部会を開催する。

## D. 医療保険部会

平成26年4月の診療報酬改定は、平成24年改定に引き続く第2期目として、少子高齢化社会が進む将来にわたってもわが国の社会保障制度が持続可能となる「社会保障・税一体改革」を推進することを主眼とし、入院医療・外来医療を含めた医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実、医療提供体制の再構築、地域包括ケアシステムの構築を図るという基本認識の下に行われた。平成28年4月の次期改定もこの方向で進められると予想されるが、少子高齢化社会から根本的に脱却するには出生率の向上と女性の社会進出の促進というふたつの課題があり、これらの課題の解決を医療の立場から支援する専門科たる産婦人科医療を重視した改定となるよう強く主張する。とりわけ、妊孕性のさらなる向上を目指す生殖内分泌医療、妊娠・出産・育児を切れ目なく支援する産科医療、妊孕性を脅かす女性性器腫瘍の早期発見・治療の向上を目指す婦人科腫瘍医療の各分野において十分な診療報酬が確保できるよう強く要望を重ねてゆく。さらに、要望を効果的に実現してゆくための調査研究も行っていきたい。

昨年度の改定では、帝王切開手術点数が2,000点を超す大幅な減点となった。帝王切開術は産科医療の根幹に係る医療行為であり、この減点は産科医療にとっては精神的にもまた医業経営上も大きな打撃であった。根本的には、技術度指数・人件費・医療材料等で算出する現行の外保連評価法では表現されない、産科医への負荷（母児二つの生命を扱うこと、帝切決定から執刀までの母児管理、小児科医・助産師の立会を必要とすること等）を加味した点数設定となるよう検討する必要がある。この帝王切開点数減点の復活について、外保連・日本医師会・日本産科婦人科学会など関連諸団体と連携しながら全力で取り組みたい。医療保険部会が、平成27年度に予定している事業は以下の通りである。

### 1. 産婦人科診療報酬の適正化とりわけ診療所へ向けた活動

現行医療保険制度における診療報酬体系は如何にあるべきかを模索するとともに、社会的、経済的情勢をふまえてマクロ的視点から適正な産婦人科診療報酬を研究し、その実現に向けて提言し行動する。

### ○ 2. 次期診療報酬改定への要望事項の整理と実現に向けた活動

平成28年4月に予定される診療報酬改定に向けて、ブロック協議会、各都道府県産婦人科医会、医療保険委員会などから提案された要望事項を整理し、日本医師会、外保連、内保連、日本産科婦人科学会などとの密接な連携のもとでの調整の他に、中医協における議論の経緯にも注視しつつ、時機にあった項目を重点的に再整理し積極的に関係諸団体に働きかける。

### 3. 医療保険事業の強化・充実に向けたブロック会や都道府県担当者との連携

- (1) 医療保険事業の活動推進のため、要請に応じてブロック協議会、各都道府県産婦人科医会医療保険研修会等に協力する。診療報酬点数表の解釈について、運用上の疑義がある場合は可及的速やかに対応する。
- (2) 医療保険に関する問題について、特に周知徹底を図る必要が生じた場合は、随時各都道府県産婦人科医会の担当者を通じて会員の研修を企画する。

- (3) 診療報酬の適正化に向けた提言、要望をブロックや各都道府県から収集する。
- 4. 診療報酬点数表における運用上の新規事項や疑義解釈について会員への伝達
  - (1) 医療保険および診療報酬点数表における運用上の疑義解釈や新たに発出された通知等で、重要なものについては可及的速やかに会員に伝達する。
  - (2) 伝達の手段としては、日産婦医会報および医会ホームページ、又はブロック協議会、各都道府県産婦人科医会医療保険研修会などの場を活用して行う。
- 5. 関連諸方面との連絡折衝  
産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、日本医師会、厚生労働省、日本産科婦人科学会、外保連、内保連など関係諸団体との連絡折衝を図る。
- 6. 委員会  
医療保険委員会を存置する。また、必要に応じ医療保険小委員会を開催する。

## IV. 事業支援部

### A. 女性保健部会

女性の心身の健康障害は、社会的あるいは経済的に国の大きな損失を招く。当部会では、女性のライフステージに沿った、健康課題（妊娠とがんを除く）に対して、産婦人科医の日々の診療に必要な情報を提供し、社会に対して啓発し、広く女性の健康に貢献することを目的としている。

本年度の活動としては、2020年の東京オリンピック開催に向けて、女性アスリートの月経関連の問題と対応について教育・啓発する事業を中心に、学齢期の女子に関わる性教育の問題やあり方を指導する性教育指導セミナーを引き続き開催する。併行して、委員会内に思春期・性成熟期小委員会と、更年期（老年期を含む）小委員会を設け、女性のライフステージに沿って会員が必要とする情報・調査や課題を検討し、関連団体との意見交換も行き、以下の事業を展開する。

1. 会員と次世代や患者とを結ぶ小冊子の監修と既存の小冊子の活用と広報  
本年度はスポーツ女子・スポーツ指導者に必要な内容を選定し、関連各部の協力を得て作成、監修を図る。  
また、平成25年度発行の「オンナとオトコの産みドキ・育てドキ・働きドキ」を始め、既存の小冊子を活用するよう広報する。

2. 第38回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（開催担当：広島県）の開催

開催日：平成27年7月26日（日）

開催場所：アステールプラザ（広島市）

メインテーマ：ステキなおトナになるために～最新情報にupgrade～

開催担当都道府県と連携し支援する。開催後はセミナーのあり方を協議し、次回に生かす。また、日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会開催後、集録集の作成をする。今後の開催地の誘致活動を行う。

今後の予定

- (1) 第39回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
（平成28年開催：佐賀県担当）
- (2) 第40回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
（平成29年開催：京都府担当）
- (3) 第41回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
（平成30年開催：富山県担当）
- (4) 第42回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
（平成31年開催：大阪府担当）

3. 思春期・成熟期

この時期に大切な問題点を抽出し、社会的な啓発と対応を図る。

- (1) 女性アスリートのためのワーキンググループの活動  
 女性アスリートが、自身の体の状態や月経および月経異常、月経移動などについて、産婦人科を受診して適切な診療やアドバイスを受けやすい環境を作るため、平成26年度に作成した医師向け、アスリートやスポーツの指導者や教師向けの冊子を活用し全国で講習会を開催する。なお、これらの活動については、女性アスリート支援委員会の主団体である日本産科婦人科学会、日本体育協会、日本医師会、日本スポーツ振興センター・国立スポーツ科学センター、日本子宮内膜症啓発会議や協力団体である日本アンチ・ドーピング機構、日本オリンピック委員会、女性スポーツ医学研究会、全国養護教諭連絡協議会などと、協力し活動する。アスリート/スポーツの指導者向けの冊子については、有料頒布とするか否かを検討する。
- (2) 「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用と啓発  
 日本医師会学校保健委員会からの要請を受けて、平成24年度に発行した「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用を引き続き広報する。
- (3) 性犯罪被害者への公的な医療支援に関する対応  
 1) 性犯罪被害者への公的な医療支援に関する調査の活用  
 「性犯罪被害者への公的な医療支援に関する第4回調査」や平成26年に実施した「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する調査」の結果を踏まえて、更なる警察との協力体制の整備の推進と公的支援の拡大を目指し必要に応じ、再調査を行う。
- 2) 女性保健拡大部会の開催  
 性犯罪被害者への公的支援を統括する警察庁を含めて、警察関係者、性犯罪被害者支援にあたっている医療従事者、支援団体などとの意見交換の場を本年度も設ける。
- 3) 「産婦人科における性犯罪被害者対応マニュアル（実施編）」を平成20年度に作成し、その後平成23年度に作成した「性犯罪被害者診療チェックリスト」を周知活用するとともに、「性犯罪被害者の診療に際してのインフォームドコンセント」の書類見本を作成することを検討する。
- (4) 性教育について  
 1) 性教育講演用スライド「思春期って何だろう？性って何だろう？」への対応  
 バージョンアップなどスライドの整備や活用に向けた対応を継続する。
- 2) 世界の性教育事情を収集し、日本の性教育と比較する。
- 3) 15歳以下の思春期女子への望まない妊娠・出産をしないための指導  
 特に15歳以下の望まない妊娠・出産ゼロを目指して、啓発指導を行うことは、女性の心身の健康のみならず、実母による児童虐待抑制につながる。
- 4) 家庭における性教育（親が子にする性教育）のあり方について  
 性教育に対する親の理解を深めるために、性教育のもっとも身近な場としての家庭において、親が子に対してどのように性の話をすすめるのが適当かを具体的に提案できるように検討する。
- (5) 緊急避妊法の適正使用に向けた周知と啓発  
 平成23年度に承認・発売された新しい緊急避妊薬を正しく使用していただくための啓発を図る。

(6) 低用量OCの動向把握と啓発

避妊薬としてのOCだけでなく、子宮内膜症や月経困難症の治療薬である低用量EP剤の効果的な活用を図る。

(7) 女性と頭痛への対応

女性に多い偏頭痛の薬剤として知られるトリプタン系を上手に使いこなす方法等について、本会ホームページ等を通じて会員へ情報提供することを引き続き検討する。

(8) 対策・支援の継続事業

1) 児童への健康教育参画（学校医・学校協力医）に向けた支援をする。

4. 更年期

生活習慣病やHRTを中心に検討し、健常者も含めた対応や支援を図る。

(1) 既刊資料の利用促進と活用

「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル」(H25年改定版)

リーフレット「ホルモン補充療法（HRT）の実際」(H22.3刊)

「産婦人科医のためのホルモン補充療法（HRT）Q&A」(H21.3刊) など

○ (2) 更年期における月経とそのトラブルについて

- ・更年期女性の不正出血、その診断と治療
- ・更年期女性における避妊法の選択と注意点
- ・更年期女性における卵巣内膜症性嚢胞の取り扱い

などについて会員の日常診療に役立つ情報を提供することを検討する。

(3) 更年期以降対策法

老年期の健康寿命を延ばすために、更年期以降にとるべき対策（骨粗鬆症・未病を治す漢方療法等）の情報提供を引き続き検討する。

(4) HRTについての啓発と情報提供

up-to-dateな有用情報の収集に努め、平成24年度に作成した「ホルモン補充療法（HRT）チェックシート」をはじめ、HRTへの社会的な啓発と会員への情報提供を小冊子・本会ホームページ等を通じて行う。

(5) 特定健診・特定保健指導への協力と対応

平成20年4月からの特定健診・特定保健指導への協力の他、会員が積極的に関与できるよう、具体的な対応策や指導指針などの検討を継続する。

5. 女性保健（産婦人科医療）の一般社会への働きかけとその対応

産婦人科医が女性のprimary careを担う専門医として、一般女性への適切な医学的知識の提供と産婦人科医療への理解・啓発を図るため、女性の健康週間や女性保健向上に向けた公開講座（日本産科婦人科学会と合同で実施）等の活用と、関連の諸団体や業界等との協調などを通じて、社会的なアピールに努める。

6. 関連諸団体との連絡提携

各省庁や日本医師会、日本産科婦人科学会等と連絡し、円滑な事業推進に資する。特に、日本医師会学校保健委員会に対しては、行政が予算措置をしている（平成26年度約5,000万円）地域教育委員会と医師会による専門医の学校派遣に、産婦人科医が参画できるように、密に連絡をとり、会員に広報する。ま

た、学校医から思春期女子へ性の健康教育の基本指導ができるように、「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」および医会HPからダウンロードできる「思春期ってなんだろう、性ってなんだろう」の性教育スライドの利用を推進、啓発する。

#### 7. 委員会

以上の事業を遂行するために、女性保健委員会を存置する。

## B. がん部会

婦人科がん検診の基盤である厚生労働省「がん予防重点健康教育およびがん検診実施のための指針」、並びに関連学会等の動向に注視し、諸団体との連携を保持しながら本年度も事業を展開する。

精度の高い子宮頸がん検診（HPV検査併用検診、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた啓発活動、HPVワクチンの接種勧奨再開へ向けての活動、LBC内膜細胞診を用いた子宮体癌スクリーニング多施設共同試験の推進、乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援、さらに「子宮頸がん予防プロジェクト」への協力を主な事業計画とし、がん対策委員会メンバーを中心として活動を行っていく。

### 1. 精度の高い子宮頸がん検診（HPV検査併用検診、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた啓発活動

（1）厚生労働省、地方自治体並びに産婦人科医を対象に、HPV検査併用検診を全国に普及させるための啓発活動を行う。

○（2）栃木県小山地区で施行されているLBC/HPV検査併用検診における検証事業より得られた結果を共有・分析し、併用検診の意義を科学的に実証する。

（3）液状化細胞診（LBC）の普及に向けて産婦人科医、自治体を対象に啓発活動を行う。

また本会医療保険部会や日本臨床細胞学会、日本産科婦人科学会などの関係諸学会と協同して、保険適応の拡大（診療報酬点数加算）を目指し、厚生労働省に働きかけ、本法が広く普及するよう活動する。

（4）厚生労働省の「女性特有のがん検診に対する支援事業」の継続を強く要望し、本事業が検診受診率向上の一助になるよう、厚生労働省並びに関係各位に働きかける。

### 2. 子宮頸がんワクチン再開および接種率向上に向けての啓発活動並びに政策提言

HPVワクチンは、昨年の副反応問題を契機に厚生労働省の通達により、現在積極的接種勧奨が控えられている状況下にある。そのため最近のワクチン接種率は大きく落ち込み、10%未満と類推されている。厚生労働省のHPVワクチン副反応検討部会では、ワクチン自体との因果関係は乏しく、機能性身体症状であると判断しながらも政治的な問題もあり、いまだ結論を出していない。痛みセンター連絡協議会とも協力しながら、女性の健康を守るために、ワクチンに対する正しい知識を広め、その有効性と安全性について理解してもらうように、引き続き普及・啓発活動に全力であたる。

### 3. 乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援

わが国で増加傾向著明な乳がん患者の診療に産婦人科医が係わることは、オフィスギネコロジー参入の観点からも意義あるものと考えられる。具体的には、マンモグラフィ読影資格などを多くの産婦人科医が取得するための施策が望まれる。例年どおり乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会を開催する。さらに、今後導入予定の乳房超音波検診に即応するため、乳房超音波読影

医の育成の支援も検討する。

○ 4. 子宮体がん検診推進に向けての啓発活動、および「子宮内膜LBC細胞診を用いた子宮体がん検診」の多施設共同試験の推進

増加している子宮体がん患者の早期発見を目的に、厚生労働省の「指針」に示されたハイリスクグループを対象にした子宮内膜細胞診による子宮体がん検診の推進と普及を図る。地方自治体並びに産婦人科医を対象にその意義と実施に向けて啓発活動を展開する。

また、臨床医と判定医双方の負担軽減と精度向上が期待できる「子宮内膜LBC細胞診を用いた子宮体がん検診」の実用化に向けた多施設共同臨床試験を遂行する。

○ 5. 平成26年度厚生労働科学研究 革新的がん医療実用化研究事業（榎本班）が行う「子宮頸がん予防プロジェクト」への協力

子宮頸がん予防プロジェクトとは、できるだけ多くの医療従事者とそれ以外の方に対してソーシャルネットワークサイト（SNS）を利用してアンケートを行い、その結果を検討し、20代から多くの方にHPVやワクチンに対する正しい知識とともに検診の正確な知識と重要性を理解してもらうことで、子宮頸がんの罹患率、死亡率低下を目指すことを目的とするものである。このプロジェクトに対して積極的に参加、協力していく。

6. 関連諸団体への協力と対応

会員や社会への有用情報の提供が婦人科がん検診事業の円滑化につながるため、厚生労働省、諸学会（日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本婦人科がん検診学会、日本産婦人科乳腺医学会、日本乳癌検診学会、日本婦人科腫瘍学会、日本がん検診・診断学会等）、諸団体との密接な連携を行う。また、行政施策（健康日本21 他）や日本医師会事業（かかりつけ医等）、等の諸団体事業への協力、および職責者派遣（委員・役員等）を通じて、検診事業における産婦人科の基盤強化を図る。

7. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、がん対策委員会を存置する。

## C. 母子保健部会

わが国の周産期医療を取り巻く環境は厳しさを増している。そのような環境の中、周産期医療における問題点を抽出して分析し、その解決策を提示し、その解決に向けて取り組むことが母子保健部会の使命である。

「安全性が確保された魅力ある周産期医療体制」の構築を最優先課題に掲げ、効率的な会員研修のためのプログラムの開発や実施を通じ、母体および新生児の予後の更なる向上にむけた周産期医療システムの構築に向け、新規・継続を含め、以下の事業に取り組む。

### 1. 新生児聴覚スクリーニング検査の公費負担化に向けた活動

日本産科婦人科学会、日本耳鼻咽喉科学会等と協働で、新生児聴覚スクリーニング検査への公費負担の獲得に向けて取り組む。

### 2. 妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業：妊産婦メンタルヘルスケア推進事業（仮称）

本会の重点事業として、庶務部会、厚生労働省・虐待防止対策室と協力し、妊産婦のメンタルケア体制の構築を推進する事業に取り組む。さらに、都道府県産婦人科医会における本事業の推進を支援する。

(1) 妊産婦メンタルヘルスケアの体制構築およびその推進：妊産婦のメンタルヘルスにおけるケア体制を構築するとともに、心のケア、健全な母子関係の成立による育児不安の解消などに産前から産後にわたる継続的なメンタルケア体制を検討し、その体制の構築および整備を推進する。また、妊産婦の心のケアを乳幼児虐待の予防にも繋げる。

(2) 出産前後の母児ケア体制の検討：保健師による出産前全戸訪問のシステムについて検討する。また、生後1年未満での乳幼児への予防接種スケジュールが密になっているため、1カ月検診からの小児科医のかかわりが重要になっている。このように、出生前から出生後にかけて保健師や小児科医が継続的に関わるシステムを構築することが、子育て環境の改善にもつながる可能性がある。実現可能な母児ケア体制について検討する。また、育児ノイローゼや子育て支援としての産褥ケアハウスについての調査、検討を行う。

(3) 社会的ハイリスク妊婦への対策の検討：社会的にリスクを抱える妊婦が安心して出産できるようなケア体制について検討する。

### ○ (4) 精神疾患合併妊娠における精神科との連携強化についての対策の検討

精神疾患合併妊娠の管理が十分に行われていない現状がある。より適切な精神疾患合併妊娠の周産期管理を行うために各地域での体制整備が必要であり、その具体的な方策についての検討を行う。

### 3. 新生児蘇生技術の普及のための講習会支援

平成27年には「日本版救急蘇生ガイドライン2015」に改訂される予定である。この改定に合わせて、新基準に準拠した新生児蘇生法講習会（インストラクター養成コース）を有料開催し、その新基準に基づいた手技の普及に努める。また、各地域で開催する新生児蘇生法講習会に対し支援を行う。

#### 4. HTLV-1母子感染予防対策の推進

母子感染の予防と出生後の児のフォローアップを推進するため、陽性妊婦から出生した児の栄養法の違いによる児感染に関する後方視的調査を継続して行う。

#### ○ 5. 妊娠希望夫婦に対する妊娠前の健診のプログラムの作成

妊娠前の健診プログラムを作成し、その活用を促進することで、女性が安心して妊娠・出産できるようになる。妊娠前健診により、妊娠すればハイリスク妊娠となる女性に対し、妊娠前からより適切な管理ができるようになり、母児の予後改善に繋がる。

また、高年齢婚姻、高年齢妊娠予備軍に対する包括的妊娠前教育プログラムを策定し、公開講座やキャンペーン等を企画し、産婦人科受診の促進につなげる活動を行う。

#### 6. 産前産後の予防接種の推進と産後母児健診の公費負担にむけた活動

先天性疾患や院内感染予防のため産前産後の予防接種の効用について啓発する。また、先天異常部会と連携し風疹撲滅に向けた啓発活動を推進する。

さらに、2週間健診を含めた産後母児健診の公費負担の実現をめざし活動する。

#### 7. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のため、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会等との協力、支援、情報交換を行う。

#### 8. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するために母子保健委員会を存置する。

## V. 献金担当連絡室

公益財団法人日母おぎゃー献金の事業委託を受け、連絡室としては都道府県産婦人科医会の献金担当者の意見を聞き、協力体制の確立に努める。

1. 全国献金担当者連絡会を開催する（各都道府県の事務担当者にも参加していただく）。
2. 連絡会準備打ち合わせ会を開催する。

以上の活動の円滑な遂行のため、献金連絡室を存置する。